

医療局医師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第69号

医療局医師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

医療局医師奨学資金貸付条例（昭和40年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還等の免除)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(返還等の免除)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 第4条ただし書に規定する月額300,000円の範囲内で局長が定める額を超える額の奨学資金の貸付けを受けた者に係る前項第1号の規定の適用については、同号中「1年とする。）」とあるのは、「1年とする。）」に、<u>第4条ただし書に規定する月額300,000円の範囲内で局長が定める額を超える額を当該局長が定める額で除して得た数を乗じて得た期間（1月未満の端数を生じたときは、これを1月とする。）」を限度として局長が別に定める期間」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。